

第702回通関協議会（本関地区）

- 1、日 時 平成28年 12月 6日（火）12時より
- 2、場 所 第一港湾合同庁舎 2階 第一会議室
- 3、議題等（敬称略）

(1)「平成28年 年末特別警戒期間」における協力依頼について

業務部 鈴木 管理課長

(2)年末年始における税関業務のお知らせ

業務部 鈴木 管理課長

(3)大型 X 線検査済み輸出コンテナ貨物のコンテナヤード再搬入時における税関検査旗の使用について

監視部 伊東 管理課長

(4)第50回通関士試験の結果について

業務部 山本 首席通関業監督官

(5)知的財産侵害物品に係る税関への情報提供の協力依頼について

業務部 小林 知的財産調査官

(6)法人に係る税関発給コードの発給・登録内容の変更業務の停止について

業務部 中野 統括審査官（通関総括第2部門）

(7)輸出貿易管理令 別表第1の改正について

業務部 池田 特別審査官

★その他・連絡事項等

- ・経済連携協定（EPA）の利用支援セミナーの開催について

業務部 鈴木 管理課長

- ・通関手続・関係書類提出の電子化・ペーパーレス化に関するお知らせ

業務部 星野 統括審査官（通関総括第1部門）

次回開催予定日 **平成29年1月11日(水)** 12:00～

開催場所 第一港湾合同庁舎 2階 第一会議室

当協会に関するご質問や議題提起がありましたら、事務局あてにご連絡ください

公益財団法人日本関税協会横浜支部

TEL 045-680-1757 FAX 045-680-1758

E-mail: bra_yokohama@kanzei.or.jp

「平成28年 年末特別警戒期間」における協力依頼について

平素から税関行政に対し深いご理解と多大なご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、税関では、不正薬物・けん銃等の社会悪物品の海外からの流入を阻止することを最重要課題の一つとして位置づけ、取締関係機関と連携しながら、全力をあげて水際取締りに取り組んでおります。

特に、年末においては輸出入貨物・旅客が増加し、これに便乗した密輸事犯の増加が懸念されることから、下記のとおり「年末特別警戒期間」を設定し、水際での取締りを強化することとしております。期間中、職務質問や検査等の頻度が増加する場合がありますが、ご協力を賜りますようお願いいたします。

また、密輸に係る情報はもとより、貨物、人、船舶、取引態様等について、不自然、不審と思われる点がございましたら、どんな些細なことでも結構ですので、最寄りの税関官署又は下記の「密輸ダイヤル」までご連絡を頂けますようご協力をお願いいたします。

記

実施期間：平成28年12月1日（木）～平成28年12月10日（土）

特に以下のような事例がございましたら是非ご連絡下さい。

- ・ 通関を異常に急いだり、頻繁に検査状況等を問い合わせる輸入者がいる。
- ・ インボイス等へ記載されているものと異なる貨物がある。
- ・ 同一貨物のなかに異なるマーク・目印を付している貨物がある。等

横浜税関ホームページ <http://www.customs.go.jp/yokohama/>

密輸情報提供ページ <https://www.customs.go.jp/quest/index.htm>

（「関税局・各税関へのご意見・ご要望の受付」画面にてご投稿下さい）

フリーダイヤル シロイ クロイ

密輸ダイヤル **0120-461-961**

メールアドレス E-mail: yokohama-mitsuyu110@customs.go.jp



QRコード

平成28年11月25日

関係各位

横浜税関

年末年始における税関業務のお知らせ

年末年始期間中（平成28年12月29日（木）から平成29年1月3日（火））の税関業務については、下記のとおり取り扱うこととしておりますので、お知らせします。

1. 監視取締関係業務																																						
(1) 本 関	監視分庁舎（大棧橋窓口）においては、通常どおり窓口業務を行います。																																					
(2) 仙台空港 税関支署	通常どおり窓口業務を行います。																																					
(3) 鹿島税関支署 つくば出張所	茨城空港における業務については、通常どおり窓口業務を行います。																																					
(4) 千葉税関支署	通常どおり窓口業務を行います。																																					
(5) 川崎税関支署	12月29日（木）から12月31日（土）は9時00分から17時00分まで窓口業務を行います。 上記日時以外における業務処理については、 監視部取締部門（045-212-6070）にご連絡願います。																																					
(6) その他の官署	全日閉庁します。 期間中における業務については、「（別紙）年末年始期間中における連絡先」にご連絡願います。 なお、事前に予定が判明している場合は、12月28日（水）17時00分までに最寄りの税関官署にご連絡願います。																																					
2. 通関関係業務及び保税関係業務																																						
(1) 次の管轄内に蔵 置されている貨物	下記のとおり監視部取締部門（以下「取締部門」という。）と業務部特別通関部門（以下「特通部門」という。）が連携して対応致します。																																					
		<table border="1"><thead><tr><th></th><th>通関関係業務</th><th>保税関係業務</th></tr></thead><tbody><tr><td>○本関地区 本関 鶴見出張所 大黒埠頭出張所 本牧埠頭出張所</td><td>12月29日（木）</td><td rowspan="3">特通部門において業務処理を行います。（8時30分から17時00分）</td></tr><tr><td></td><td>12月30日（金）</td></tr><tr><td></td><td>12月31日（土）</td></tr><tr><td></td><td>1月1日（日）</td><td>閉庁（緊急の業務要請がある場合は、取締部門にご連絡願います。）</td></tr><tr><td>○川崎地区 川崎税関支署 東扇島出張所</td><td>1月2日（月）</td><td rowspan="2">特通部門において業務処理を行います。（8時30分から17時00分）</td></tr><tr><td></td><td>1月3日（火）</td></tr><tr><td></td><td>取扱業務</td><td><table border="1"><tbody><tr><td>○輸出入申告（積戻し申告、蔵・移・総保入承認申請を含む）</td><td>○保税運送承認</td></tr><tr><td>○輸出許可後の許可内容変更</td><td>○保税運送到着確認</td></tr><tr><td>○開庁時間外の執務を求める届出</td><td>○事故確認</td></tr><tr><td>○輸入申告に係る収納事務（担保業務を除く）</td><td>○積卸コンテナリスト通関</td></tr><tr><td></td><td>○見本一時持出許可</td></tr><tr><td></td><td>○貨物取扱許可・届</td></tr><tr><td></td><td>○指定地外貨物積卸許可</td></tr><tr><td></td><td>○開庁時間外の執務を求める届出</td></tr></tbody></table></td></tr></tbody></table>		通関関係業務	保税関係業務	○本関地区 本関 鶴見出張所 大黒埠頭出張所 本牧埠頭出張所	12月29日（木）	特通部門において業務処理を行います。（8時30分から17時00分）		12月30日（金）		12月31日（土）		1月1日（日）	閉庁（緊急の業務要請がある場合は、取締部門にご連絡願います。）	○川崎地区 川崎税関支署 東扇島出張所	1月2日（月）	特通部門において業務処理を行います。（8時30分から17時00分）		1月3日（火）		取扱業務	<table border="1"><tbody><tr><td>○輸出入申告（積戻し申告、蔵・移・総保入承認申請を含む）</td><td>○保税運送承認</td></tr><tr><td>○輸出許可後の許可内容変更</td><td>○保税運送到着確認</td></tr><tr><td>○開庁時間外の執務を求める届出</td><td>○事故確認</td></tr><tr><td>○輸入申告に係る収納事務（担保業務を除く）</td><td>○積卸コンテナリスト通関</td></tr><tr><td></td><td>○見本一時持出許可</td></tr><tr><td></td><td>○貨物取扱許可・届</td></tr><tr><td></td><td>○指定地外貨物積卸許可</td></tr><tr><td></td><td>○開庁時間外の執務を求める届出</td></tr></tbody></table>	○輸出入申告（積戻し申告、蔵・移・総保入承認申請を含む）	○保税運送承認	○輸出許可後の許可内容変更	○保税運送到着確認	○開庁時間外の執務を求める届出	○事故確認	○輸入申告に係る収納事務（担保業務を除く）	○積卸コンテナリスト通関		○見本一時持出許可		○貨物取扱許可・届		○指定地外貨物積卸許可	
	通関関係業務	保税関係業務																																				
○本関地区 本関 鶴見出張所 大黒埠頭出張所 本牧埠頭出張所	12月29日（木）	特通部門において業務処理を行います。（8時30分から17時00分）																																				
	12月30日（金）																																					
	12月31日（土）																																					
	1月1日（日）	閉庁（緊急の業務要請がある場合は、取締部門にご連絡願います。）																																				
○川崎地区 川崎税関支署 東扇島出張所	1月2日（月）	特通部門において業務処理を行います。（8時30分から17時00分）																																				
	1月3日（火）																																					
	取扱業務	<table border="1"><tbody><tr><td>○輸出入申告（積戻し申告、蔵・移・総保入承認申請を含む）</td><td>○保税運送承認</td></tr><tr><td>○輸出許可後の許可内容変更</td><td>○保税運送到着確認</td></tr><tr><td>○開庁時間外の執務を求める届出</td><td>○事故確認</td></tr><tr><td>○輸入申告に係る収納事務（担保業務を除く）</td><td>○積卸コンテナリスト通関</td></tr><tr><td></td><td>○見本一時持出許可</td></tr><tr><td></td><td>○貨物取扱許可・届</td></tr><tr><td></td><td>○指定地外貨物積卸許可</td></tr><tr><td></td><td>○開庁時間外の執務を求める届出</td></tr></tbody></table>	○輸出入申告（積戻し申告、蔵・移・総保入承認申請を含む）	○保税運送承認	○輸出許可後の許可内容変更	○保税運送到着確認	○開庁時間外の執務を求める届出	○事故確認	○輸入申告に係る収納事務（担保業務を除く）	○積卸コンテナリスト通関		○見本一時持出許可		○貨物取扱許可・届		○指定地外貨物積卸許可		○開庁時間外の執務を求める届出																				
○輸出入申告（積戻し申告、蔵・移・総保入承認申請を含む）	○保税運送承認																																					
○輸出許可後の許可内容変更	○保税運送到着確認																																					
○開庁時間外の執務を求める届出	○事故確認																																					
○輸入申告に係る収納事務（担保業務を除く）	○積卸コンテナリスト通関																																					
	○見本一時持出許可																																					
	○貨物取扱許可・届																																					
	○指定地外貨物積卸許可																																					
	○開庁時間外の執務を求める届出																																					

	<p>※ 監視部取締部門（取締部門）（045-212-6070）</p> <p>※ 業務部特別通関部門（特通部門）（045-212-6115、6163）</p> <p>（1）申告（申請等）方法等は、現行の執務時間外における体制と同様ですが、詳細又は不明な点等については、12月28日（水）17時00分までに、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通関関係は業務部通関総括第1部門（045-212-6150）、 ・保税関係は監視部保税取締部門保税窓口（045-212-6126） <p>までお問い合わせ願います。</p> <p>（2）既に本関以外の官署に予備申告をされている貨物等、特通部門においてお取り扱いできない場合がありますので、事前に予定が判明している場合は、12月28日（水）17時00分までに最寄りの税関官署にご連絡願います。</p>
<p>（2）その他の官署</p>	<p>全日閉庁します。</p> <p>期間中における通関関係業務及び保税関係業務については、（別紙）「年末年始期間中における連絡先」にご連絡願います。</p> <p>なお、事前に予定が判明している場合には、12月28日（水）17時00分までに最寄りの税関官署にご連絡願います。</p>
<p>3. 国際郵便物業務</p>	
<p>川崎東郵便局内に蔵置されている郵便物</p> <p>○川崎外郵出張所</p>	<p>川崎外郵出張所特別通関部門で対応致します。（国際郵便物のうち、輸出入申告に係る通関事務に限ります。）</p> <p>なお、年末年始期間中に申告を予定されている方は、事前に以下の問い合わせ先までご連絡願います。</p> <p>（問い合わせ先）</p> <ul style="list-style-type: none"> ※ 川崎外郵出張所特別通関部門（044-270-5774） ※ 日本郵便(株)川崎東郵便局（044-589-6712）
<p>4. その他</p>	
<p>あらかじめお知らせいただいた業務が事前に終了した場合、又は業務内容に変更が生じた場合には、その旨を連絡した税関官署へご連絡願います。</p>	

年末年始期間中(12/29(木)～1/3(火))における連絡先

本関地区 (本関 鶴見出張所 大黒埠頭出張所 本牧埠頭出張所)	(監視関係業務) 監視部取締部門 045-212-6070 (通関及び保稅関係業務) 業務部 特別通関部門 045-212-6115、6163 12/29～1/3(1/1を除く) 8時30分～17時00分 ※上記以外の時間帯については、監視部取締部門へご連絡願います。
仙台塩釜税関支署	090-2224-8515 (監視関係業務)
	090-5520-3014 (保稅関係業務)
	090-3224-1904 (通関関係業務)
石巻出張所	090-7235-9951 (監視及び保稅関係業務)
	090-3224-1905 (通関関係業務)
気仙沼出張所	090-3224-1906
仙台空港税関支署	022-383-2390
小名浜税関支署	090-8035-4077 (監視及び保稅関係業務)
	090-3224-1903 (通関関係業務)
相馬出張所	090-1691-1736
福島空港出張所	090-7422-9187
鹿島税関支署	090-3220-7859 (監視関係業務)
	090-1698-2360 (保稅関係業務)
	090-1041-8485 (通関関係業務)
日立出張所	090-1691-1693(監視関係業務)
	090-5447-1001(通関及び保稅関係業務)
つくば出張所	090-4825-7323
茨城空港事務所	0299-54-0471
千葉税関支署 船橋市川出張所 木更津出張所 姉崎出張所 銚子監視署	千葉税関支署 043-241-7021 090-3224-1400
川崎地区 (川崎税関支署 東扇島出張所)	(監視関係業務) 044-266-5641 12/29～12/31 9時00分～17時00分 ※上記以外の時間帯については、監視部取締部門(045-212-6070)へ ご連絡願います。 (通関及び保稅関係業務) 業務部 特別通関部門 045-212-6115、6163 12/29～1/3(1/1を除く) 8時30分～17時00分 ※上記以外の時間帯については、監視部取締部門へご連絡願います。
横須賀税関支署	090-4620-0104 (通関関係業務)
	090-8035-4041 (監視及び保稅関係業務)
三崎監視署	090-4620-0106
宇都宮出張所	090-4825-2798
川崎外郵出張所	(国際郵便物の輸出入申告に係る業務) 044-270-5774(特別通関部門)

2016年12月6日
本関地区通関協議会
業務部 首席通関業監督官

第50回通関士試験の結果について

平成28年10月2日(日)に実施された第50回通関士試験結果の概要は、下記のとおりです。

記

(全 国)

受験申込者数 : 9,285人 (前年比 92.7%) ※前年 10,018人
受験者数 : 6,997人 (前年比 92.3%) ※前年 7,578人
[うち試験科目の一部免除を受けた者]
1科目免除 : 660人 (うち公務員で免除を受けた者 8人)
2科目免除 : 206人 (うち公務員で免除を受けた者 69人)
合格者 : 688人 (前年比 90.1%) ※前年 764人
合格率 : 9.8% (前年 10.1%)

合格基準 : 下表のとおり

試験科目	合格基準
通関業法	満点の60%以上
関税法等	満点の60%以上
通関書類の作成要領その他通関手続きの実務	満点の55%以上

試験実施税関別合格者数：下表のとおり 単位：人 ()は前年

函館税関	12 (8)	神戸税関	98 (97)
東京税関	217 (261)	門司税関	59 (76)
横浜税関	97 (92)	長崎税関	5 (6)
名古屋税関	94 (104)	沖縄地区税関	5 (7)
大阪税関	101 (113)	合 計	688 (764)

※ 11月25日 税関HPに掲載

【参考 1】

第 50 回通関士試験実施税関別受験者数等

税関	試験地	願書提出者数	受験者数	合格者数	合格率
函館税関	北海道	159	126	12	9.5%
東京税関		3,422	2,450	217	8.9%
	新潟	113	87	5	5.7%
	東京	3,309	2,363	212	9.0%
横浜税関		1,104	809	97	12.0%
	宮城	172	130	13	10.0%
	神奈川	932	679	84	12.4%
名古屋税関		1,199	957	94	9.8%
	静岡	174	144	12	8.3%
	愛知	1,025	813	82	10.1%
大阪税関	大阪	1,324	1,006	101	10.0%
神戸税関		1,142	917	98	10.7%
	兵庫	873	699	84	12.0%
	広島	269	218	14	6.4%
門司税関	福岡	719	571	59	10.3%
長崎税関	熊本	111	84	5	6.0%
沖縄地区税関	沖縄	105	77	5	6.5%
合 計		9,285	6,997	688	9.8%

【参考 2】

過去 10 年の通関士試験受験者等の推移(第 41 回～第 50 回)

区分	願書提出者	受験者	受験率	合格者	合格率
平成 19 年(第 41 回)	13,727	10,695	77.9	820	7.7
平成 20 年(第 42 回)	13,267	10,390	78.3	1,847	17.8
平成 21 年(第 43 回)	13,159	10,367	78.8	807	7.8
平成 22 年(第 44 回)	12,087	9,490	78.5	929	9.8
平成 23 年(第 45 回)	11,760	9,131	77.6	901	9.9
平成 24 年(第 46 回)	11,544	8,972	77.7	769	8.6
平成 25 年(第 47 回)	11,340	8,734	77.0	1,021	11.7
平成 26 年(第 48 回)	10,138	7,692	75.9	1,013	13.2
平成 27 年(第 49 回)	10,018	7,578	75.6	764	10.1
平成 28 年(第 50 回)	9,285	6,997	75.4	688	9.8
第 1 回～50 回 計	405,284	295,152	72.8	45,072	15.3



知的財産侵害物品に関する 情報提供にご協力をお願いします。

税関では、不正薬物等社会悪物品のほか、知的財産侵害物品の国内への流入を水際で阻止するため積極的な取り締まりを実施しています。

知的財産侵害物品に関する情報がありましたら、最寄りの税関または下記の窓口までご連絡ください。



(平成 27 年に差し止められた知的財産侵害物品の例)

例えば、

- 有名ブランドによく似た商標（商品のロゴやマーク）が付された貨物を見かけた。
- 高級ブランド品なのに、貨物の作りや包装・梱包が雑である。
- 貨物や外装等に付されている商標のバランスが悪い、雑である等の違和感がある。

などの事例がございましたら是非ご連絡ください。

横浜税関ホームページ <http://www.customs.go.jp/yokohama/>

密輸情報提供ページ <https://www.customs.go.jp/quest/index.htm>

密輸ダイヤル（24時間）0120-461-961

メールアドレス E-mail: yokohama-mitsuyu110@customs.go.jp

その他、知的財産に関することは、
横浜税関 業務部 知的財産調査官 045-212-6116 まで！

税関への輸入差止申立て(新規・追加)一覧 (H28年10月～11月受理分)

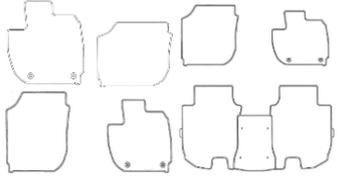
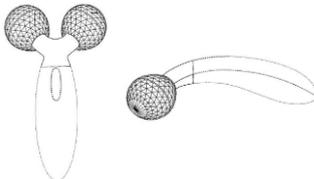
【10月】

【横浜税関業務部】

権利	品名	知的財産の内容 (又は変更内容)	登録商標、意匠等	申立人
商標	フィギュア	「PLAY ARTS 改/KAI」に係る商標		株式会社スクウェア・エニックス
著作	Tシャツ、携帯電話機ケース、キーホルダー、手提げかばん、布リボン、ショルダーポーチ、プラスチックメダル(玩具)、ぬいぐるみ(追加) (品名追加)	「妖怪ウォッチ」に係る映画著作		株式会社レベルファイブ
意匠	首掛けライト (侵害理由追加)	首掛けライトに係る意匠		パナソニック株式会社
商標	腕時計及びその附属品	「DANIEL WELLINGTON」に係る商標	DANIEL WELLINGTON	ダニエル ウェリントン アーバー
特許	インクカートリッジ (侵害理由追加)	インクカートリッジに係る特許	(イメージなし)	セイコーエプソン(株)
商標	家庭用ゲーム機用コントローラーの充電スタンド (権利・侵害理由追加)	「DUALSHOCK」に係る商標	 DUALSHOCK (標準文字)	株式会社ソニー・インタラクティブエンタテインメント
商標	家庭用ゲーム機用コントローラー (権利・侵害理由追加)	「PlayStation」「DUALSHOCK」に係る商標	SIXAXIS PS3 DUALSHOCK (標準文字商標) PlayStation (標準文字商標) 	株式会社ソニー・インタラクティブエンタテインメント
商標	レインウェア、雨靴	「smally」に係る商標	smally (標準文字)	株式会社フェリシモ
意匠	自動二輪車用タイヤ	自動二輪車用タイヤに係る意匠	正面図 左側面図 	住友ゴム工業株式会社

権利	品名	知的財産の内容 (又は変更内容)	登録商標、意匠等	申立人
商標	DVD-Rディスク、DVDプレーヤ (権利・侵害理由追加)	「DVD」に係る商標		ディー・ヴィ・ディー・フォーマツト・ロゴ・ライセンシング株式会社
意匠	車両用尾灯	車両用尾灯に係る意匠	 <small>※登録意匠は、実線で表された逆L字形の部分</small>	株式会社小糸製作所

【11月】

権利	品名	知的財産の内容 (又は変更内容)	登録商標、意匠等	申立人
商標	マグカップ、カップ用スリーブ、コースター、加湿器、スマートフォンケース、キーホルダー、クッションカバー、かばん類、ティーシャツ、靴下(追加)、バッテリーチャージャー(電池)(追加) (品名・侵害理由追加)	「STARBUCKS」に係る商標	STARBUCKS STARBUCKS(標準文字) 	スターバックス・コーポレーション
商標	洋服類、ティーシャツ、下着、帽子、サンダル類、かばん類 (権利侵害理由追加)	「ABERCROMBIE」に係る商標	ABERCROMBIE & FITCH アバークロンビー アンド フィッチ HOLLISTER(標準文字) HOLLISTER ABERCROMBIE(標準文字) Abercrombie & Fitch ABERCROMBIE	アバークロンビー アンド フィッチ ヨーロッパ エスアーゲー エル
商標	かばん・財布類、時計、サングラス(追加)、帽子(追加)、履物(追加) (権利・品名侵害理由追加)	「MICHAEL KORS」に係る商標	MICHAEL KORS MICHAEL MICHAEL KORS (標準文字) MICHAEL KORS (標準文字) MK MICHAEL KORS (標準文字)	マイケル コース(スイツアランド)インターナショナル ゲゼルシャフト ミット ベシュレンクテル ハフツング
商標	プラモデル、腕時計型玩具、腕時計	「妖怪ウォッチ(標準文字)」に係る商標	妖怪ウォッチ(標準文字)	株式会社レベルファイブ
意匠	自動車用フロアマット及び一組の自動車用フロアマットセット	自動車用フロアマット及び一組の自動車用フロアマットセットに係る意匠		株式会社ホンダアクセス
意匠	美容用ローラー	美容用ローラーに係る意匠		株式会社MTG

権利	品名	知的財産の内容 (又は変更内容)	登録商標、意匠等	申立人
商標	かばん類	「FREDRIK PACKERS」に係る商標		有限会社レッド
商標	かばん類・財布、スマートフォン用ケース(追加) (権利・品名侵害理由追加)	「MCM」に係る商標		エムシーエム ホールディング アクチエンゲゼルシャフト
意匠	マッサージ具	マッサージ具に係る意匠		株式会社満天社
意匠	マッサージ具	マッサージ具に係る意匠		株式会社満天社



税関への差止申立て情報は税関HPIに掲載しています
 税関HP掲載アドレス: www.customs.go.jp/mizugiwa/chiteki/

FAKE ZERO PROJECT
 China Customs Japan Customs Korea Customs

税関発給コード(法人)の新規発給申請及び登録内容の変更申請受付の停止予定について

- 平成29年10月(※)から、輸出入申告書等の輸出入者符号の欄には、JASTPROコード(法人)及び税関発給コード(法人)に代わって、社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)における「法人番号」を記載(入力)していただく予定としております。

(※)平成29年10月に予定されているNACCSの更改に併せて、輸出入申告等に「法人番号」を記載していただくこととなります。ただし、法人番号をお持ちでない方については、法人番号の記載(入力)は必要ありません。

(参考)「法人番号」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第2条第15項に規定する法人番号です。
- このため、平成29年10月のNACCS更改に併せ、税関における税関発給コード(法人)の管理、新規発給及び登録内容の変更に係る取扱いを停止することを予定しております。
- (※)なお、NACCSセンターが暫定措置としてNACCS内に法人番号への変換機能(英文名称・住所補完機能等含む)を提供することを予定しており、当該機能によりNACCS更改後においても税関発給コード(法人)を利用することができます。
- また、NACCS更改に向けた移行データの作成・確認等の準備作業に必要な期間を考慮し、税関発給コード(法人)の新規発給及び登録内容の変更に係る申請の受付は、以下の期日までとします。

税関発給コード(法人)に係る 新規発給申請及び登録内容の変更申請の取扱い期日

・新規発給申請の受付：平成29年3月31日まで

・登録内容の変更申請の受付：平成29年5月31日まで

- ※ 税関発給コード(法人)とは、法人番号の指定を受けた法人に係る輸出入者コードです。法人番号の指定を受けていない輸出入者(個人等)に係る輸出入者コードや仕向人・仕出人コードについては、引き続き、税関において発給・登録内容の変更を行います。
- ※ 上記期日以降における税関での登録内容(法人名、住所等)の変更は行わないこととなりますので、引き続きNACCS内の法人番号への変換機能を利用したい場合は、NACCSセンターへお問い合わせ願います。

お問合せ窓口

税関発給コードから法人番号への切替に関するお問合せ・ご相談は、以下の連絡先までお願いいたします。
なお、電子メールでの問合せ等は受付ておりませんのでご注意ください。

【担当部署】 東京税関 調査部 税関発給コード担当
【電話番号】 03-6204-0205 (受付時間 9:00~12:00 及び 13:00~17:00 土日・休日を除く)

平成 28 年 11 月 1 日

輸出貿易管理令の一部を改正する政令案が閣議決定されました

大量破壊兵器の拡散防止及び通常兵器の過剰な蓄積の防止、条約その他の国際約束の履行等の観点から、経済産業省において外国為替及び外国貿易法に基づく輸出管理を行っており、個別の規制については同法に基づく輸出貿易管理令で規定をしています。

今般、①2015 年の国際輸出管理会合における合意等に基づく規制対象貨物の見直し、②国内需給の状況に鑑み一部の農林水産物資の規制対象からの削除等に関して、輸出貿易管理令の所要の改正が本日閣議決定されましたので、お知らせします。

1. 改正の概要

- ・国際輸出管理会合における合意等を国内において着実に実施するため、輸出規制対象貨物の見直しを行います。(輸出貿易管理令(以下「輸出令」という。)別表第一関係)
- ・近年の国内における需給状況を踏まえ、一部の農林水産物資を輸出規制の対象から削除する改正をします。(輸出令別表第二関係)
- ・国連安保理において、リベリアに対する武器禁輸に関する制裁措置を解除する決議第2288号が採択されたことを受け、同決議に基づき、厳格な輸出管理を行う地域からリベリアを削除します。(輸出令別表第三の二関係)

具体的な改正内容は以下のとおりです。

<輸出令別表第一関係>

- ビニリデンフルオリドの圧電重合体等の削除【輸出令別表第一の五の項の一部改正】
- シラハイドロカーボン油等を主成分とする液体(作動油)の削除【輸出令別表第一の五の項の一部改正】
- ビニリデンフルオリドの共重合体の削除【輸出令別表第一の五の項の一部改正】
- アナログデジタル変換を行う機能を有する装置(波形記憶装置を含む。)等への規制対象範囲の拡大【輸出令別表第一の七の項の一部改正】
- デジタル方式の記録装置(磁気ディスク記録技術を用いたデジタル方式の計測用記録装置を含む。)への規制対象範囲の拡大【輸出令別表第一の七の項の

一部改正】

- 秘密保護機能を有する情報通信システム等の削除【輸出令別表第一の九の項の一部改正】
- 水中用のカメラの削除【輸出令別表第一の一〇及び一二の項の一部改正】

<輸出令別表第二関係>

- ふすま、米ぬか及び麦ぬかの削除【輸出令別表第二の二八の項の削除】
- 配合飼料の削除【輸出令別表第二の二九の項の削除】
- せん及びならの丸太の削除【輸出令別表第二の三二の項の削除】

<輸出令別表第三の二関係>

- リベリアの削除

※ 上記輸出令の改正に伴い、関連する省令・告示等についても改正する。

2. 今後の予定

公布:平成 28 年 11 月 7 日(月)

施行:平成 28 年 11 月 7 日(月)(輸出令別表第三の二関係)

平成 28 年 12 月 7 日(水)(輸出令別表第二関係)

平成 29 年 1 月 7 日(土)(輸出令別表第一関係)

(本発表資料のお問い合わせ先)

貿易経済協力局貿易管理部

貿易管理課長 戸高

担当者:野澤、熊野(輸出令別表第二関係)

電話:03-3501-1511(内線 3241~5)

03-3501-0538(直通)

03-3501-5896(FAX)

安全保障貿易管理課長 黒田

担当者:青木(洋)、青木(謙)(輸出令別表第一・別表第三の二関係)

電話:03-3501-1511(内線 3271~4)

03-3501-2800(直通)

03-3501-0996(FAX)

別表第二(第二章 第四節 第十条関係)

七二	二六	二九	三〇	三一	三三	四五
(略)	割戻	割戻	(略)	割戻	(略)	(略)
貨物						
地域						

別表第三の二(第四章関係)
 アカニスタン、中央アジア、コンゴ民主共和国、エリトリア、イラク、レバノン、リビア、北朝鮮、ソマリア、スリランカ、タイ、ベトナム、リビア、北朝鮮、ソマリア、スリランカ

別表第二(第二章 第四節 第十一条関係)

七一	二六	二九	三〇	三一	三三	四五
(略)	すまみ、米ぬか及び麦ぬかの製材を含む。)の製材を含有する法律施行令(昭和五十一年政令第百九十八号)第一条第一号及び第二号に掲げる製品の配合飼料	飼料の安全性の確保及び品質の改善に關する法律施行令(昭和五十一年政令第百九十八号)第一条第一号及び第二号に掲げる製品の配合飼料	(略)	せん及びひらの丸太(その角及び最少横断面における丸太が三〇センチメートル以上の製材を含む。)	(略)	(略)
貨物	全地域	全地域		全地域		
地域						

別表第三の二(第四章関係)
 アカニスタン、中央アジア、コンゴ民主共和国、エリトリア、イラク、レバノン、リビア、北朝鮮、ソマリア、スリランカ

安全保障貿易管理HP <http://www.meti.go.jp/policy/anpo/index.html>

The screenshot shows the homepage of the Export Control website. The header includes the logo of the Ministry of Economic Trade and Industry and the text '安全保障貿易管理 Export Control'. Navigation links for 'サイトマップ', '用語の手引き', and 'English' are present. The main content area is divided into several sections: 'TOPICS' with a list of recent regulatory changes; '安全保障貿易管理の概要' (Overview) with a link to '制度の概要を知りたい方はこちら'; '申請手続き' (Application Procedures) with a link to '許可申請を行おうとする方はこちら'; '企業等の自主管理の促進' (Promotion of Self-Management) with a link to '輸出者等遵守基準や輸出管理内部規程について知りたい方はこちら'; and '関係法令' (Related Laws) with a link to '関係法令の条文や規制対象の品目を調べたい方はこちら'. A search bar is located below these sections. A sidebar on the right contains a table of contents with links to '安全保障貿易管理の概要', '申請手続き', '企業等の自主管理の促進', '事後審査(外為法違反について)', '説明会', '関係法令', 'Q&A', and 'リンク集'. At the bottom right, there is an '申請窓口' (Application Counter) section with contact information for the Ministry of Economic Trade and Industry. Two red circles highlight specific links: one around '貨物のマトリクス表' (Goods Matrix Table) and another around '輸出令別表第1等の改正情報' (Revision Information of Schedule 1 of the Export Order). A red arrow points from the '貨物のマトリクス表' link to the '新着情報' (New Information) section, which lists recent updates to the regulations.

貨物のマトリクス表

輸出令別表第1等の改正情報

最新の情報

- 輸出貿易管理令の一部を改正する政令等について(2016.11.7)
- 輸出貿易管理令の一部を改正する政令等について(2016.7.29)
- 外国ユーザーリストの改正について(2016.3.29)
- 輸出貨物が輸出貿易管理令別表第一の一の項の中間に掲げる貨物の開券、製造又は使用のために用いられるおそれがある場合を定める省令等の一部改正について(2016.1.22)
- 外国ユーザーリストの改正について(2016.1.22)

安全保障貿易管理の概要

申請手続き

企業等の自主管理の促進

関係法令

電子申請

キーワードで調べる

外為法改正 | **貨物・技術のマトリクス表** | 輸出管理内部規程 | 輸出者等遵守基準 | 外国ユーザーリスト | 参考情報 | 政省令-EU規制番号対比表

新着情報

- 平成28年11月16日 **制度** 「輸出貿易管理令の一部を改正する政令等について」改正情報を掲載いたしました。
- 平成28年 11月9日 **説明会** 平成28年度大学・研究機関向け説明会の開催スケジュールを更新いたしました。
- 平成28年11月7日 **制度** 「輸出貿易管理令の一部を改正する政令等について」改正情報を掲載いたしました。

説明会開催状況

- 安全保障貿易管理説明会
- 大学・研究機関向け説明会
- アジア地域向けセミナー

その他

申請窓口

経済産業省 安全保障貿易管理課
(本館14F東8)
電話番号: 03-3501-2801
東京都千代田区霞が関1丁目3番1号

窓口の受付時間

午前: 10:00~11:45
午後: 1:30~ 3:30
※許可証の受領については、午後: 5:00まで

経済産業省
Ministry of Economic Trade and Industry

許可申請・各種問合せ先

1. 許可申請先は、HPの「申請手続き」の「個別許可申請」の「申請書類・窓口一覧」から閲覧可。指定の申請窓口に、様式・添付書類を準備したうえで申請！

注意

貨物及び仕向地により申請窓口が異なるので要確認。

2. 問合せ等は、内容に応じて連絡を！

- (1) 制度概要や法令解釈の質問

安全保障貿易管理課 TEL: 03-3501-2800

- (2) リスト規制・キャッチオール規制及び包括輸出許可の法令解釈(該非判定、申請手続き等)の質問

安全保障貿易審査課 TEL: 03-3501-2801

注意

- ✓ 「リスト規制」は、該当する規制リスト項目、輸出貨物(技術)の技術的仕様を用意して連絡を！
- ✓ 「キャッチオール規制」は、仕向地、用途チェックリスト、顧客チェックリストを用意して連絡を！

- (3) 輸出管理内部規程(CP)に関する質問／不正輸出の連絡

安全保障貿易検査官室 TEL: 03-3501-2841

- (4) 安全保障貿易管理についての一般的な質問

安全保障貿易 案内窓口 TEL: 03-3501-3679

平成28年11月22日



函館税関・東京税関・横浜税関・東北財務局

経済連携協定(EPA)の利用支援セミナー

経済連携協定(EPA: Economic Partnership Agreement)とは、国や地域同士で取り決めた輸出入等に関する協定のことです。現在、我が国では15の国・地域との間でEPAを締結しており、品物によっては、通常より低い関税率を適用することができます。

本セミナーは、EPAに関する概要、原産地規則及び活用事例のほか、東北地区における農産物の輸出促進について紹介し、EPAの利用促進を目的として開催するものです。

既に輸出をされている事業者の方や今後輸出を予定されている事業者の方、或いは輸出をされている事業者と取引関係にある金融関係の事業者の方、更には御関心・御興味のある方におかれましては、この機会に是非御参加ください。

【主催】 函館税関、東京税関、横浜税関、東北財務局
(協力) 東北農政局、JETRO仙台

開催要領等

- ◆ 日 時：平成28年12月22日（木）
13時30分～16時30分（開場13時）
- ◆ 会 場：仙台第2合同庁舎 2階 会議室
（宮城県仙台市青葉区本町3-2-23）
※地図は[こちら](#)を御覧ください。
- ◆ 定 員：先着100名
- ◆ 参加費：無料
- ◆ 主 催：函館税関・東京税関・横浜税関・東北財務局
- ◆ 開催プログラム：[こちら](#)を御覧ください。
- ◆ 申込み方法：
 1. 「参加申込書」に必要事項を御記入のうえ、12月16日（金）までにE-mail（yok-sen-seminar@customs.go.jp）又はFax（045-201-4313）にてお申込み頂き、本申込書を会場受付にご提出下さい。
（注）誠に申し訳ございませんが、期日前に定員に達した場合は、セミナーにご参加できないこともございますので、あらかじめご了承ください。
 2. メールでお申し込みの際は、メールのタイトルに「セミナー参加希望」と御記入願います。
 3. 取得した個人情報につきましては、事務局にて適切に管理し、本セミナーの運営以外の目的で使用いたしません。

【お問合せ先】

横浜税関総務部総務課（セミナー事務局）

電話：045-212-6010

（受付時間 09:30～18:00（土、日、祝日を除く））

E-mail：yok-sen-seminar@customs.go.jp



函館税関・東京税関・横浜税関・東北財務局

経済連携協定（EPA）の利用支援セミナー

現在、我が国と15の国・地域との間で締結している経済連携協定（EPA）について、EPAの概要、原産地規則、活用事例のほか、東北地区における農産物の輸出促進についてご紹介いたします。

本セミナーは、EPAの利用促進を目指し、日本企業の国際的な活動を側面から支援することを目的に開催するものです。是非、御参加いただき、今後の企業戦略・経営戦略の一助として御活用いただければ幸甚です。

日時：平成28年12月22日（木） 13：30～16：30（開場13：00）

場所：仙台第2合同庁舎 2階会議室（宮城県仙台市青葉区本町3-2-23）

1. 我が国の経済連携協定（EPA）の概要（20分）

財務省 函館税関 業務部長

小林 茂

2. EPA原産地規則について（60分）

財務省 東京税関 業務部 原産地調査官

田中 竜裕

3. EPAの活用促進と具体事例（30分）

日本貿易振興機構（JETRO）

海外調査部 部長

酒井 拓司

4. 農林水産物・食品の輸出促進について（30分）

農林水産省 東北農政局

経営・事業支援部地域連携課 課長補佐

高橋 恵介

5. 最近の財務金融行政について（P）（20分）

財務省 東北財務局 総務部長

安藤 嘉昭

6. 質疑応答

（予定）上記内容は、今後の調整等により変更が生じる可能性があります。

【主催：函館税関・東京税関・横浜税関・東北財務局】

【協力：東北農政局・JETRO仙台】



通関業者、輸出入者の皆様へ

平成28年12月
関税局・税関

通関手続・関係書類提出の電子化・ペーパーレス化 に関するお知らせ

平成29年の次期NACCS更改を見据え電子的な通関手続をお願いします。

1. 次期NACCS更改時に『通関手続に係る電子手続の原則化』を実現するため、NACCSにより行える通関手続が拡大され、通関関係書類を『電磁的記録（PDF等の電子データ）』により提出できる機能（裏面参照）が強化されます。また、他法令手続等に係る書類の電磁的記録による提出の更なる促進を進めます。
2. 平成29年秋の『輸出入申告官署の自由化』においては、原則として、NACCSにより輸出入申告等及び通関関係書類の提出を行って頂く必要があります。併せて予定されている『通関業の営業区域制限の廃止』により、通関業者の皆様はこれまでよりも遠方に所在する税関官署に対して輸出入申告等を行うことが可能となります。
3. 通関業者、輸出入者の皆様におかれましては、上記1及び2を見据え、NACCSによる電子的な通関手続を行って頂き、一層の業務効率の改善等を図られることをお勧め致します。

☆通関業者の皆様へ

通関手続の効率化等のため『NACCS』の導入と『申告添付登録（MSX）業務』の積極的な利用をお願い致します。

- オンラインでの通関手続と書類提出が可能となり、通関関係書類の提出等に要する時間の短縮・経費の削減（用紙代、ガソリン代等）が図れます！

☆輸出入者の皆様へ

通関業者への通関関係書類の電磁的記録による送付及び通関関係書類の電子化への取組みをお願い致します。

- 通関業者が、輸出入者の皆様から電磁的記録で送付された通関関係書類を『申告添付登録（MSX）業務』を利用して、そのまま税関に提出することにより、通関手続をより一層円滑に行うことが可能となり、税関による輸出入許可の早期化が期待できます。

『net-NACCS』とNACCS申告添付登録（MSX）業務利用のおすすめ

- ★ インターネットに接続できるPC端末で『net-NACCS』ソフトウェアを起動することにより **NACCSが使用できます**。 ※NACCSの導入には申込みが必要です。
- ★ 『net-NACCS』専用のパソコンをご準備いただく必要はなく、NACCSセンターへの回線使用料及び初期費用も不要です。 ※毎月の**基本料金が無料**である料金プランもあります。
- ★ MSX業務の利用で**税関官署へ赴くことなく通関関係書類の提出を行うことが可能**です。
- ★ NACCSの導入について詳しくは、NACCS掲示板の「**NACCSの導入をお考えの皆様へ**」(URL : <http://www.naccscenter.com/use/userguide/>) をご覧ください。

平成29年の次期NACCS更改時より、
MSX業務による書類の提出がさらに便利になります！！

【NACCSの申告添付登録（MSX）業務の機能が向上します。】

- ★NACCSの申告添付登録（MSX）業務とは、インボイス、運送状、保険料明細書等の通関関係書類を電磁的記録（PDF等の電子データ）で提出することができる業務です。
- ★添付ファイルの容量制限が、1ファイルあたり1MB、合計10MB（※）になります。

※次期NACCS更改時より合計容量が3MBから拡大

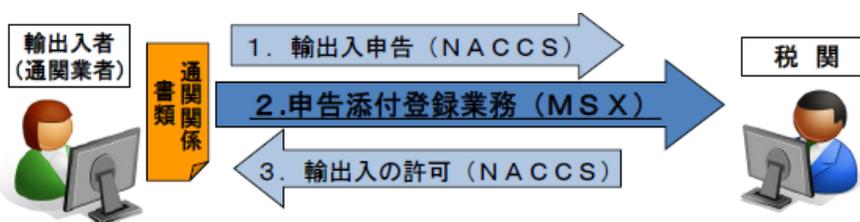
（参考）カタログ等参考資料については「添付ファイル登録（MSB）業務」により提出することが可能です。MSXとMSBの両方の業務を活用すれば、添付容量を分散することができるため容量制限超過を抑えることができます。

〈画面イメージ〉

添付ファイル			申告等番号
ファイル名	サイズ	区分	10805342860
10_test.doc	200KB	IV	申告種別 IDC
11_test.doc	221KB	OT	登録種別
			通信欄 2ファイル添付 いたします。 ●●会社 税関本部 03-6000-0000

共通部の添付ファイル領域の「区分」において、書類区分を選択
※（例）書類区分：
IV：インボイス
OT：その他の書類

画面共通部 画面業務固有部分（テンプレート）



NACCS MSX申告添付登録

検索

★提出可能なデータ容量を3MBから10MBに拡大

MSX業務により提出できるデータ容量が合計10MBに拡大されることにより、より多くの書類を電磁的記録（PDF等の電子データ）により提出可能となります。

★MSX業務の対象が拡大

修正申告、関税等更正請求、輸出取止め再輸入申告（※）等についてMSX業務により通関関係書類の提出が可能となります。 ※輸出取止め再輸入申告は次期NACCS更改時よりシステム化

★会計検査院用の書類の提出が不要

会計検査院用の提出書類は、次期NACCSからMSX業務により提出することが可能となるため、原則として書面での提出は不要となります。

★関税割当証明書の提出が不要

関税割当証明書は事前に税関による原本確認を受けることで、その後の輸入申告に際しては原本の提出が不要となります。

- ◆通関関係書類の電子化に関するお問い合わせは、税関のホームページまで

通関関係書類 電子化

検索

<http://www.customs.go.jp/news/news/paperless/index.htm>

- ◆NACCSの利用に関するお問い合わせは、NACCS掲示板「問合せ先」をご参照ください

NACCS 利用

検索

<http://www.naccscenter.com/info/info.html>

税関イメージキャラクター
『カスタム君』

